

**ボランティア活動保険の「新型コロナウイルス感染症」の取り扱いについて**

『ボランティア活動保険』

ボランティア活動中の怪我や賠償責任を補償します保険は「新型コロナウイルス感染症」は補償対象ではありません。

国で決められている「特定感染症」、ボランティアご自身の食中毒（O-157）は補償対象となります。

※特定感染症とは感染予防法に定める1類・2類・3類感染症をいいます。

『ボランティア行事保険』

「新型コロナウイルス感染症」は補償されません。

開催された行事で感染したことが特定ができない為、対象外となります。

※ボランティア行事用保険料の返還について

行事開催を中止された場合は開催予定日の前日までに手続きを申請されれば保険料が返還されます。

まずはボランティアセンターにご連絡ください。

※補償金額や内容についての詳細は専用のパンフレットがありますので、お問い合わせください。

**問合せ先** かすがボランティアセンター

TEL 501-1136

月～土 午前8時30分～午後5時